

令和8年 第4回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

1 開催日時 令和8年3月26日(木) 午後2時00分 開議

2 開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

3 出席委員
 教育長 仙石 浩之
 教育長職務代理者 鈴木 亜紀子
 委員 水野 豊
 委員 渡邊 加余子
 委員 伊藤 芳博

4 教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

補 職 名	氏 名	出欠
副教育長兼教育委員会事務局長	東山 学史	出
教育委員会事務局教育次長(指導担当)兼教育推進課長兼教育相談室長兼教育支援センター室長	矢野 隆彦	出
教育指導監	高橋 光弘	出
教育総務課長兼文化財保護センター所長	大山 克則	出
教育研究所長	前田 栄治	出
教育推進課主幹	丹羽 紀一	出
食育推進課長兼食育センター場長兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	渡辺 康之	出

説明のため出席した者

食育推進課 課長代理	水野 隆司
教育相談室 総括主査	立間 裕子
文化財保護センター 主査	岩井 美和
教育相談室 総括主査	立間 裕子
文化スポーツ課 総括主査	岡田 沙矢加
会議を早退した者	なし

5 会議の公開、非公開

次の案件を除き、公開

議第27号	多治見市文化財審議会委員の委嘱について
議第28号	多治見市立学校の学校医等の委嘱について
議第29号	学校運営協議会委員の任命について
議第30号	多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程に基づく訓告等について

6 会議の傍聴人 なし

7 付議案件

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第18号	「多治見市幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則」の制定につき教育委員会の意見を求めるについて	保育幼稚園課	意見なし

議第19号	幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等につき教育委員会の意見を求めるについて	保育幼稚園課	意見なし
議第20号	多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案可決
議第21号	多治見市立学校管理規則の一部を改正するについて	教育推進課	原案可決
議第22号	多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて	教育総務課	原案可決
議第23号	多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて	教育相談室	原案可決
議第24号	多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会設置要綱を廃止するについて	教育推進課	原案可決
議第25号	多治見市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正するについて	教育研究所	原案可決
議第26号	多治見市史編さん委員会設置要綱を制定するについて	文化財保護センター	原案可決
議第27号	多治見市文化財審議会委員の委嘱について	文化財保護センター	原案可決
議第28号	多治見市立学校の学校医等の委嘱について	教育推進課	原案承認
議第29号	学校運営協議会委員の任命について	教育推進課	原案可決
議第30号	多治見市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程に基づく訓告等について	教育総務課	原案可決

本会議の公開又は非公開の決定

教育長	これより教育委員会3月定例会を開催する。日程第1「本会議の公開又は非公開の決定について」、事務局に説明を求める。
事務局	日程第11から13については委員の委嘱・任命関係で個人情報を取り扱うため、日程第14については人事案件であるため、非公開が適当だと考える。
教育長	4案件を非公開と決定することに、ご異議ないか。
委員	異議なし。
教育長	4案件を非公開と決定する。

議 事

教育長	日程第2「「多治見市幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則」の制定につき教育委員会の意見を求めるについて」、事務局に説明を求める。
保育幼稚園課	〈資料により説明〉
教育長	原案につき、意見なしとしてよろしいか。
委員	異議なし。
教育長	意見なしとする。

教育長	日程第3「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等につき教育委員会の意見を求めるについて」、事務局に説明を求める。
保育幼稚園課	〈資料により説明〉
水野委員	幼稚園は5領域と決まっているのか。
保育幼稚園課課長代理	国が定めた「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に沿って作成している。
水野委員	幼稚園は14時に終了する。その後、保育園の子はどのように過ごすのか。
保育幼稚園課課長代理	幼稚園は14時半に終了する。幼稚園児は別の部屋で保護者の迎えを待つ。保育園児は、教室に残って、保育を受ける。

水野委員	幼稚園児が帰宅後、保育園児が教育を受けることはないか。それにより、差が出ることを心配している。
保育幼稚園課課長代理	保育のみを受ける。教育活動は想定していない。幼保連携型認定こども園は多治見市で初めての試みであるが、民間でも行われており、そちらも参考にしながら進めていく。そこまで差は出ないと考えている。
教育長	対象が笠原は乳児からで、旭ヶ丘は1歳児からであるが、その違いはニーズによるものか。
保育幼稚園課課長代理	施設と保育士等、整備されているかどうかの違いである。
教育長	原案につき、意見なしとしてよろしいか。
委員	異議なし。
教育長	意見なしとする。

教育長	日程第4「多治見市教育機関の使用料減免取扱規則の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育総務課	〈資料により説明〉
水野委員	冷暖房費はどうなっているか。
教育総務課課長代理	実費徴収である。減免になるのは多治見市と多治見市文化振興事業団である。
教育長	幼稚園、学校以外で対象となる施設はあるか。
教育総務課課長代理	ない。
教育長	公民館等は別の規則か。
教育総務課課長代理	市長部局の規則となる。
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第5「多治見市立学校管理規則の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育推進課長	〈資料により説明〉
水野委員	例えば、川北A共同学校事務室はどこに置かれるのか。
教育推進課長	課長補佐、もしくは主査が在籍する学校に置かれる。
水野委員	40年以上前になるが、自分が教員である頃、事務が滞ってしまい、他の学校の事務員がサポートに来たことがあった。今は事務が滞るようなことはないか。
教育推進課長	月1回集まり、資料を持ち寄って確認作業をする等、事務的なミスが起こらないように、共同学校事務室が運営される。
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第6「多治見市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育総務課	〈資料により説明〉
水野委員	夜間、音楽室を利用された場合、他の教室に入られることはないか。
文化スポーツ課総括主査	地域開放用玄関を入口にしたり、教員に土日の予定を確認してもらった上で、金曜日にシャッター、ベルトパーテーションで他の教室に入らないように対策を取っている。
水野委員	多目的室はどのように活用される予定か。

文化スポーツ課 総括主査	体育館を利用している方の保護者会議とか、音楽室を利用されている方のパート練習などを想定している。
水野委員	陶芸室を貸し出しする予定はあるか。
教育長	定期利用ではないので、学校管理になるため、学校と相談した上でという話になる。
水野委員	以前、笠原町に陶芸教室があったが、こども園を建てるために取り壊された。代替案として、笠原小中学校の陶芸室を検討されているかという意味で質問した。
教育総務課課長代理	使用料の設定はされているので、条件に合えば、お貸しすることは可能である。
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第7「多治見市教育相談室設置規則の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育相談室長	〈資料により説明〉
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第8「多治見市笠原幼保小中一貫教育研究会設置要綱を廃止するについて」、事務局に説明を求める。
教育推進課長	〈資料により説明〉
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第9「多治見市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正するについて」、事務局に説明を求める。
教育総務課	〈資料により説明〉
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第10「多治見市史編さん委員会設置要綱を制定するについて」、事務局に説明を求める。
文化財保護センター所長	〈資料により説明〉
教育長	原案のとおり可決することとしてよいか。
委員	異議なし。
教育長	原案のとおり可決することとする。

教育長	日程第11「多治見市文化財審議会委員の委嘱について」、事務局に説明を求める。
	《非公開》

教育長	日程第12「多治見市立学校の学校医等の委嘱について」、事務局に説明を求める。
	《非公開》

教育長	日程第13「学校運営協議会委員の任命について」、事務局に説明を求める。
	《非公開》

